

用 語 の 説 明

特別支援学校（とくべつしえんがっこう）

旧盲・聾・養護学校。学校教育法の一部改正により平成 19 年 4 月 1 日から盲・聾・養護学校が「特別支援学校」に一本化された。

義務教育学校（ぎむきょういくがっこう）

小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校。

専修学校（せんしゅうがっこう）

学校教育法第 1 条に掲げるもの（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とし、①修業年限が 1 年以上、②授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上、③教育を受ける者が常時 40 人以上で、組織的な教育を行う学校をいう。

各種学校（かくしゅがっこう）

学校教育法第 1 条に掲げるもの（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）以外で、学校教育に類する教育を行う学校。

へき地等指定校（へきちとうしていこう）

へき地教育振興法及び各都道府県の条例（規則）によって指定された学校。

単式学級（たんしきがっきゅう）

同学年の児童生徒で編成されている学級。

複式学級（ふくしきがっきゅう）

2 以上の学年の児童生徒で編成されている学級。

特別支援学級（とくべつしえんがっきゅう）

学校教育法第 81 条第 2 項各号に該当する児童生徒（知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者）で編成されている学級。

長期欠席者（ちょうきけっせきしゃ）

調査日の前年度に連続または断続して 30 日以上欠席した児童・生徒。

帰国児童・生徒（きこくじどう・せいと）

海外勤務者などの子どもで、引き続き 1 年を超える期間海外に在留し、調査日の前年度中に帰国した児童・生徒。

併置校（へいちこう）

同一校に全日制と定時制の課程のある学校。

宗教法人（しゅうきょうほうじん）

宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体、つまり「宗教団体」が都道府県知事若しくは文部科学大臣の認証を経て法人格を取得したものをいう。